

財 関 第 1175 号
令 和 元 年 9 月 6 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 中 江 元 哉

通関業法基本通達等の一部改正について

通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）等の一部を下記のとおり改正し、令和元年9月14日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 通関業法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。

第2 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように
改正する。

税関様式B第1320号を別紙2のように改める。